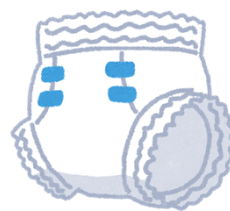


箕輪町では紙おむつ使用者を対象に



ごみ指定袋を

交付しています



目的

箕輪町では、家庭ごみの有料化により、ごみの減量化や資源化を促進しています。しかし、紙おむつは分別や資源化ができないものです。本事業は、紙おむつを必要とする方を対象に、ごみ指定袋を直接交付することで、その負担を軽減し、子育て支援及び福祉の向上を図るための施策です。

対象者

日常生活で紙おむつを必要とする方で

- ・3歳児未満
- ・要介護者または
要支援認定を受けている方
- ・身体障害者手帳、療育手帳
または精神障害者福祉手帳の交付を受けた方
- ・75歳以上の方

支給枚数

7月以降に支給を開始します。(それまでは当初にお送りしたチケットをお使いください。)

燃やせるごみの指定ごみ袋(中・35ℓ)を月1回を限度とし、1回につき20枚を上限として支給します。支給対象者1人当たり年間100枚を限度とします。

申請方法

下記のことを生活環境係へ提出してください。

- ・箕輪町紙おむつ使用者ごみ袋支給申請書(窓口で記入)
- ・対象者であることを証明できるものの写し(母子手帳、マイナンバーカード、保険証など)
- ・紙おむつを購入したことが分かる書類の写し(レシートなど、3歳児未満については不要)

問合せ先: 箕輪町役場住民環境課生活環境係 Tel 0265-79-3154